

春日井市国民健康保険運営協議会 議事録

- 1 開催日時 令和7年12月25日（木）午後2時～午後2時30分
- 2 開催場所 春日井市役所 12階大会議室
- 3 出席者

〔委員〕19名

和田 映子	田島 義孝	眞野 由紀雄	野瀬 利政
中島 克仁	安井 真一郎	臼井 由美子	神戸 研人
鈴木 恵理子	坪井 春美	林 圭子	箕浦 規代
三上 奈穂	野村 政之	奥村 昇次	伊藤 杏奈
原田 祐治	長縄 典夫	阿藤 裕彦	

〔事務局〕6名

副市長 山口 剛典 市民生活部長 足立 憲昭
保険医療年金課長補佐 松島 るみ 課長補佐 清水 聡
主査 西村 静佳 主査 上河原 直人

〔傍聴者〕なし

4 議題

- 議題1 国民健康保険税の課税限度額改定について
議題2 国民健康保険税の税率改定について

5 会議資料

令和7年度第2回 春日井市国民健康保険運営協議会資料

6 諮問

春日井市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定により、市長から次のとおり諮問があった。

〔諮問内容〕

1 国民健康保険税の課税限度額改定について

(1) 改定内容

基礎課税額に係る課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円から26万円に改める。

2 国民健康保険税の税率改定について

(1) 改定内容

令和8年度税率について、愛知県が示す標準保険税率と比較しながら設定することとする。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

7 議事内容

○会議成立の確認

春日井市国民健康保険運営協議会規則第5条の規定により、出席委員は20名中19名で委員定数の半数以上の出席を得ているため、会議が有効に成立することが報告された。

○議事録署名人の指名

春日井市国民健康保険運営協議会規則第10条の規定により、議長が、議事録署名人に田島 義孝委員及び坪井 春美委員を指名した。

○議題1 国民健康保険税の課税限度額改定について

【保険医療年金課主査 上河原 直人】

国民健康保険税の課税限度額改定について、会議資料に基づき説明した。

〔質疑応答〕

【公益代表委員】

課税限度額の引上げにより影響を受ける世帯数と金額はいくらか。また、どの程度の所得金額の層が影響を受けるのか。

【保険医療年金課長補佐 清水 聡】

課税限度額の引上げにより影響を受ける世帯数と金額については、現行税率で計算した場合、約620世帯、約1,600万円と見込んでおります。

また、影響を受ける所得金額の層につきましては、例えば40歳以上の介護保険分が加算となる夫婦と子ども2人の4人世帯の場合、夫の所得金額

が約793万円以上、給与収入にすると約988万円以上の世帯になります。

その他、質問・意見等がないことを確認し、議題に係る質疑応答を終結した。

○議題2 国民健康保険税の税率改定について

【保険医療年金課長補佐 清水 聡】

国民健康保険税の税率改定について、会議資料に基づき説明した。

〔質疑応答〕

【公益代表委員】

国民健康保険税に対する赤字補填を目的とした一般会計からの繰入れを令和8年度はなくすということでもいいのか。

【保険医療年金課長補佐 清水 聡】

令和8年度は、赤字補填を目的とした一般会計からの法定外繰入れを行うことは考えておりません。

【公益代表委員】

市の判断で継続するということはできないのか。

【保険医療年金課長補佐 清水 聡】

本市は、国や県の方針に基づき、赤字削減・解消計画を策定し、被保険者の皆様の急激な負担の増加を緩和するため、国民健康保険事業財政調整基金を活用しながら段階的な税率改定に努めているところであります。

また、本市の一般財政においても、社会保障費の増大や公共施設の維持・更新に要する経費の増加などにより、引き続き厳しい状況が見込まれるとのことでありますから、一般会計からの法定外繰入れを継続する考えはありません。

【公益代表委員】

標準保険税率と現行税率においてまだ差があるが、この先さらなる値上げをして、標準保険税率に合わせていくということか。

【保険医療年金課長補佐 清水 聡】

本市は、令和5年度の当協議会において、愛知県が示す標準保険税率への移行に向け、令和6年度から令和9年度までの4年間で、段階的に保険税率の改定を行っていく旨のご答申をいただいております。

このため、令和9年度の税率改定につきましても、この答申に基づき、引き続き当協議会にお諮りした上で、適切に事務を進めてまいります。

【公益代表委員】

値上げされたら払えないという声もあるが、標準保険税率というのは必ず合わせなければならないものなのか。

【保険医療年金課長補佐 清水 聡】

現行の保険税率を維持した場合、財源不足となることが予測され、不足分を基金で補填することとなります。

その結果、基金が枯渇し、国保財政の安定的な運営に支障をきたす恐れがあることから、県標準保険税率に合わせる必要があると考えております。

その他、質問・意見等がないことを確認し、議題に係る質疑応答を終結した。

〔結果〕

協議会規則第6条の規定により諮問のあった「諮問事項1 国民健康保険税の課税限度額改定について」を採決の結果、全員賛成で諮問のとおり答申することに決した。「諮問事項2 国民健康保険税の税率改定について」を採決の結果、賛成多数で諮問のとおり答申することに決した。

○その他

事務局から連絡

【市民生活部長 足立 憲昭】

皆様お忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございました。それでは、先ほどご協議いただきましたように、答申につきましては、三上会長と調整のうえ、進めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

8 閉会

午後 2 時30分、閉会とした。

上記のとおり、令和7年12月25日開催の国民健康保険運営協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、議長及び出席委員2人が署名する。

令和8年1月26日

議長 三上 奈穂

署名委員 田島 義孝

署名委員 坪井 春美
